地区薬剤師会 ご担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

日本薬剤師会より令和7年10月1日以降の「調剤報酬点数表」について作成及び日本薬剤師会のホームページに掲載の旨、連絡がありました。(既に掲載済)

つきましては、会務ご多忙の折誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知をお願いいたします。

日本薬剤師会 https://www.nichiyaku.or.jp/yakuzaishi/pharmacy-info/document/r06



事 務 連 絡 令 和 7年 8月 22日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会 事務局 医薬・保険課

調剤報酬点数表について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医療DX推進体制整備加算等の取扱いに関しましては、令和7年8月12日付け日薬業発第162号にてお知らせしたところですが、別添のとおり、調剤報酬点数表を作成いたしました。ご参考までにお送りいたしますので、貴会会務にご活用ください。

なお、これら資料につきましては、近日中に当会ホームページに掲載 予定であることを申し添えます。

(別添)

・調剤報酬点数表(令和7年10月1日以降、順次施行) (令和7年8月22日付け、日本薬剤師会作成)

調剤報酬点数表(令和7年10月1日以降、順次施行)

第1節 調剤技術料

令和7年8月22日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)妥結率50%以下などは▲50%で算定
间用签本件		処力多文刊工門につき	注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の 同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	0	②~⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	45点
		処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局	
		イ) 月4,000回超&上位3医療機関に係る合計受付回数の集中率70%超	
		口) 月2,000回超&集中率85%超	
② 調剤基本料 2	0	八)月1,800回超&集中率95%超 -) 性字の保険医療機関に係る処方等が見4,000回契	29点
		二)特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超※1.保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算	
		※1. 休阪祭河で同一建物内の後数休阪医療機関の支付回数は百算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が	
		ス2. 同一グルーグの他の保険業局で業中率が最も高い保険医療機関が 同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	
		同一グループの保険薬局の処方箋受付回数(または店舗数)の合計	
		および当該薬局の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局	
		イ)・月3.5万回超~4万回以下&集中率95%超	イ)24点
		・月4万回超~40万回以下&集中率85%超	
③ 調剤基本料 3	0	・月3.5万回超&特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引	口)19点
		口)・月40万回超(または300店舗以上)&集中率85%超	
		月40万回超(または 300店舗以上)	八)35点
		&特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引	
		八)・月40万回超(または 300店舗以上) &集中率85%以下 保険医療機関と特別な関係(同一敷地内) &集中率50%超の保険薬局	
		休阪医療機関と行所な関係(同一 敖地内) & 集中率30%起の休阪業局 ※1.地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定	
④ 特別調剤基本料 A	0	※2. 薬学管理料に属する項目(一部を除く)は算定不可	5点
		※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	
		調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局	
⑤ 特別調剤基本料 B	_	※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可	3点
		※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	
分割調剤 (長期保存の困難性等)		1分割調剤につき(1処方箋の2回目以降)	5点
(後発医薬品の試用)		1分割調剤につき(1処方箋の2回目のみ)	5点
地域支援体制加算 1		調剤基本料1の保険薬局、基本体制+必須1+選択2以上	32点
地域支援体制加算 2		調剤基本料1の保険薬局、基本体制+選択8以上	40点
地域支援体制加算 3		調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制+必須2+選択1以上	10点
地域支援体制加算 4 連携強化加算		調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制+選択8以上 災害・新興感染症発生時等の対応体制	32点
建烷强化加算 後発医薬品調剤体制加算1、2、3		次書・新興感染症先生時等の対応体制 後発医薬品の調剤数量が80%以上、85%以上、90%以上	加算1:21点、2:28点、3:30点
後発医薬品減算		後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	加异1.21点、2.20点、3.30点
在宅薬学総合体制加算1		在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療·衛生材料等	15点
	0	同加算1の算定要件、①医療用麻薬(注射薬含)の備蓄&無菌製剤処理体制	
在宅薬学総合体制加算 2	_	または ②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか	50点
医療DX推進体制整備加算 1		電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 60%以上(R8/3~70%以上)、マイナボ相談ほか、月1回まで	10点
医療DX推進体制整備加算 2	0	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 40%以上(R8/3~50%以上)、マイナボ相談ほか、月1回まで	8点
医療DX推進体制整備加算3		電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 25%以上 (R8/3~30%以上) ほか、月1回まで	6点
薬剤調製料		4 tri/	2.4
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
<u> </u>		1調剤につき、3調剤分まで	21点
/ 皮照朱		1両月にフさいる両月リカまで	7日分以下 190点
			8~27日分 190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	+10点/1日分(8日目以上の部分)
			28日分以上 400点
			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	0	1日につき ※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液		2以上の注射薬を混合	69点(6歳未満 137点)
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合(生理食塩水等で希釈する場合を含む)	79点(6歳未満 147点)
麻薬		麻薬を含む2以上の注射薬を混合(")または 原液を無菌的に充填	69点(6歳未満 137点)
麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬)		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算(内服薬)		1調剤につき (空刻を分割) たぜら(けつ) (100に担当すると称を管守)	70//-0+ 20 !
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点
	 	1調剤につき	45点
自家袋削加算(モ加菜) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、Iキス剤		ンについて、プログランについます。	90点
液剤			45点
自家製剤加算(外用薬)	<u> </u>	1調剤につき	10%
錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パ゚ップ剤、リニメント剤、坐剤			90点
点眼剤、点鼻·点耳剤、浣腸剤			75点
液剤			45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤			35,4
散剤、顆粒剤			45点
軟・硬膏剤		甘林苑_祖刘甘大蚁(加告令),娄刘钿制蚁,布共制刘加西布华	1000 (味明め)
時間外等加算(時間外、休日、深夜)		基礎額=調剤基本料(加算含)+薬剤調製料+無菌製剤処理加算	基礎額の100%(時間外)、
		+調剤管理料 処方箋受付1回につき	140%(休日)、200%(深夜)
TXI的*MU专加异	<u> </u>	だり後又1711円につき	40点

第2節 薬学管理料

項目	届出		点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	704NT45 0 440A 225
① 内服薬あり		内服薬 1剤につき、3剤分まで	7日分以下 4点、8~14日分 28点 15~28日分 50点、29日分以上 60点
② ①以外	<u> </u>		4点
重複投薬·相互作用等防止加算		処方変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
調剤管理加算	_	複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時 3点 2回目以降(処方変更・追加)3点
医療情報取得加算	+-	 オンライン資格確認体制、1年に1回まで	Z凹日以降(処万変史・追加)3点 1点
服薬管理指導料	1	処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	177
① 通常(②・③以外)		3カ月以内の再調剤(手帳による情報提供あり)または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
②介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで 3カ月以内の再調剤(手帳による情報提供あり)または それ以外	45点
③ 情報通信機器を使用(オンライン)麻薬管理指導加算	-	3万万以内の丹詞別(子帳による情報症供のり)またはてれ以外	再調剤 45点、それ以外 59点 22点
特定薬剤管理指導加算 1	1		新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	0	抗悪性腫瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで	5点
 乳幼児服薬指導加算	+	□)選定療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回6歳未満の乳幼児	10点
小児特定加算	+	医療的ケア児(18歳未満)	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
nn ** *** TILL \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
服薬管理指導料(特例) 	_	処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導	59点
かかりつけ薬剤師指導料	0	料等の算定患者 処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可	76点
麻薬管理指導加算	Ĭ	The state of the s	22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	0	抗悪性腫瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで (人) 医薬児リスク等理計画に基づく投資、対象医薬児の最初の加充時1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点
3. 乳幼児服薬指導加算	1	6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児(18歳未満)	350点
吸入薬指導加算	<u> </u>	喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料 外来服薬支援料 1	0	処方箋受付1回につき 月1回まで	291点 185点
外来服薬支援料 2	·	一包化支援、内服薬のみ	34点/7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2	_	内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績ありまたはそれ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
	+	地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	
調剤後薬剤管理指導料		1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更	60点
10. #.kr ±0.6549 (H.W) 4		2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点
服薬情報等提供料1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで 薬剤師が必要性ありと判断、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2		イ)保険医療機関、ロ)リフィル処方箋の調剤後、ハ)介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料 ① 単一建物患者 1人	0	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	CEO F
① 単一建物忠有 1人 ② 単一建物患者 2~9人		合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が	650点 320点
③ 単一建物患者 10人以上		→ 必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで) - 保険変別第1人(こつき)別40回まで(②・②◆かせて)	290点
④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料	<u> </u>	保険薬剤師1人につき週40回まで(①~④合わせて)	59点
	0	オンラインの場合は処方箋受付1回につき 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	100点 (オンライン 22点)
任七忠有医療用麻桑持統注射療法加算 乳幼児加算		医療用麻染持続注射療法を行うにいる性も思有、オンプイン不可 6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	250点 100点(オンライン 12点)
	+	医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点 (オンライン 350点)
小児特定加算			
在宅中心静脈栄養法加算	0	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅中心静脈栄養法加算在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	0	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応	
在宅中心静脈栄養法加算	0	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点 500点 200点
在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	0	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応 合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が 必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで) 主治医と連携する他の保険医の指示でも可	500点 200点 59点
在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算		在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで)主治医と連携する他の保険医の指示でも可オンラインの場合は処方箋受付1回につき	500点 200点 59点 100点(オンライン 22点)
在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応 合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が 必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで) 主治医と連携する他の保険医の指示でも可 オンラインの場合は処方箋受付1回につき 医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	500点 200点 59点 100点(オンライン 22点) 250点
在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算		在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで)主治医と連携する他の保険医の指示でも可オンラインの場合は処方箋受付1回につき	500点 200点 59点 100点(オンライン 22点)
在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算	0	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで)主治医と連携する他の保険医の指示でも可オンラインの場合は処方箋受付1回につき医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	500点 200点 59点 100点(オンライン 22点) 250点 100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点)
在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 夜間・休日・深夜訪問加算	0	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応 合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が 必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで) 主治医と連携する他の保険医の指示でも可 オンラインの場合は処方箋受付1回につき 医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可 6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき 医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	500点 200点 59点 100点(オンライン 22点) 250点 100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点) 150点 夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 夜間・休日・深夜訪問加算 在宅患者緊急時等共同指導料	0	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで)主治医と連携する他の保険医の指示でも可オンラインの場合は処方箋受付1回につき医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	500点 200点 59点 100点(オンライン 22点) 250点 100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点) 150点 夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 夜間・休日・深夜訪問加算	0	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応 合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が 必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで) 主治医と連携する他の保険医の指示でも可 オンラインの場合は処方箋受付1回につき 医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可 6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき 医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	500点 200点 59点 100点(オンライン 22点) 250点 100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点) 150点 夜間400点、休日600点、深夜1,000点 700点
在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 で宅中心静脈栄養法加算 夜間・休日・深夜訪問加算 在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算	0	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで)主治医と連携する他の保険医の指示でも可オンラインの場合は処方箋受付1回につき医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで医療用麻薬持続注射療法を行っている患者6歳未満の乳幼児	500点 200点 59点 100点(オンライン 22点) 250点 100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点) 150点 夜間400点、休日600点、深夜1,000点 700点
在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 夜間・休日・深夜訪問加算 在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算	0	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで)主治医と連携する他の保険医の指示でも可オンラインの場合は処方箋受付1回につき医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につきを中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可未更の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者を完養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで医療用麻薬持続注射療法を行っている患者6歳未満の乳幼児医療的ケア児(18歳未満)	500点 200点 59点 100点(オンライン 22点) 250点 100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点) 150点 夜間400点、休日600点、深夜1,000点 700点 100点 250点
在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 夜間・休日・深夜訪問加算 在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 小児特定加算 在宅患者と療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算	0	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで)主治医と連携する他の保険医の指示でも可オンラインの場合は処方箋受付1回につき医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可未期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで医療用麻薬持続注射療法を行っている患者6歳未満の乳幼児	500点 200点 59点 100点(オンライン 22点) 250点 100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点) 150点 夜間400点、休日600点、深夜1,000点 700点 100点 250点 100点 450点
在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 夜間・休日・深夜訪問加算 在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算	0	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応 合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が 必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで) 主治医と連携する他の保険医の指示でも可 オンラインの場合は処方箋受付1回につき 医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可 6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき 医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者 在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで 医療用麻薬持続注射療法を行っている患者 6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) で宅中心静脈栄養法を行っている患者	500点 200点 59点 100点(オンライン 22点) 250点 100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点) 150点 夜間400点、休日600点、深夜1,000点 700点 100点 250点 100点 450点
在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 夜間・休日・深夜訪問加算 在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 中で患者医療用麻薬持続注射療法加算 和別児加算 小児特定加算	0	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで)主治医と連携する他の保険医の指示でも可オンラインの場合は処方箋受付1回につき医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可未期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで医療用麻薬持続注射療法を行っている患者6歳未満の乳幼児	500点 200点 59点 100点(オンライン 22点) 250点 100点(オンライン 12点)
在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 夜間・休日・深夜訪問加算 在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 不宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 不宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 れの見が変	0	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応 合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が 必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで) 主治医と連携する他の保険医の指示でも可 オンラインの場合は処方箋受付1回につき 医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可 6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき 医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者 在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで 医療的ケア児(18歳未満) 佐宅中心静脈栄養法を行っている患者 有主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで 医療用麻薬持続注射療法を行っている患者 6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者 6歳未満の乳幼児	500点 200点 59点 100点 (オンライン 22点) 250点 100点 (オンライン 12点) 450点 (オンライン 350点) 150点 夜間400点、休日600点、深夜1,000点 700点 100点 250点 100点 450点 450点 (株50点 (株50点 (株50点)

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料(所定単位につき15円以下の場合)	薬剤調製料の所定単位につき	1点
" (所定単位につき15円を超える場合)	II .	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の逓減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

	項目	主な要件	点数
4	寺定保険医療材料 	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬(令和6年6月1日施行分)

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人		518単位
② 単一建物居住者 2~9人	合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が	379単位
③ 単一建物居住者 10人以上	グ 必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで)	342単位
④情報通信機器を用いた服薬指導		46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の 5%